

【都市戦略 4】

安全・安心な都市の実現



政策指針 9 災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現

政策指針 10 日常に潜む危険や犯罪から都民を守る、安全・安心の確保

政策指針 9

災害への備えにより被害を最小化する高度な防災都市の実現

1 将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

- 特定緊急輸送道路*などにおいて、沿道の建築物の耐震化や無電柱化により、災害時の緊急物資輸送や避難・救援のための主要なルートが確保され、住宅や都市施設の耐震化と併せ「倒れないまち」が実現している。
- 木造住宅密集地域*（整備地域*）では、不燃化特区*の取組を通じて地域のまちづくりが進み、「燃え広がらない・燃えないまち」が実現している。
- 自助・共助の取組を通じて、都民に高い防災意識が醸成されるとともに、公助における万全な防災対策や、関係機関の迅速かつ円滑な救出救助体制により、災害時の対応力が向上している。
- 局地的な集中豪雨などによる浸水被害や土砂災害に対する地域の防災力が向上し、安全が確保されている。
- 堤防や水門等の耐震・耐水対策等により、想定される最大級の地震に伴う津波・高潮による水害から都民の生命・財産が守られるとともに、首都東京の中核機能が確保されている。
- 島しょ地域の地震・津波対策等が進み、安全なまちが実現している。

2 政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■ソフト・ハード対策による総合的な災害対策の推進

◇様々な自然災害に対して人命を保護し首都機能を維持するため、国が進める国土強靱化^{じん}の取組を踏まえ、東京の強靱化を推進

◇震災による被害の最小化

（首都直下地震等における想定最大死者数約 9,700 人を約 6,000 人減）

■建築物等の耐震化・不燃化の推進

◇建物の倒壊による特定緊急輸送道路の閉塞を防ぎ災害時の輸送ルートを確保

◇災害時の活動拠点・避難施設として防災上重要な公共建築物*の安全を確保

◇木造住宅密集地域（整備地域）において市街地の不燃化と延焼遮断帯*の形成が実現

事 項	目標年次	目標値
住宅の耐震化	2020 年度	耐震化率 95%以上
うち都営住宅	2020 年度	耐震化率 100%
都営住宅のエレベーターへの停電時自動着床装置の設置	2024 年度	設置率 85%以上

防災上重要な公共建築物の耐震化	2015年度	耐震化率100%
特定緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化	2015年度	耐震化率100%
災害拠点病院の耐震化	2025年度末	耐震化率100%
公立の小中学校・幼稚園の耐震化	2015年度	耐震化率100%
私立の高校・幼稚園等の耐震化	2020年度	耐震化率100%
社会福祉施設等（主に災害時要配慮者が利用する入所施設）及び保育所の耐震化	2020年度末	耐震化率100%
都庁本庁舎の長周期地震動*対策	2020年度	完了
整備地域内（約7,000ha）の不燃化	2020年度	延焼による焼失ゼロ
特定整備路線の整備	2020年度	28区間・約26km 完了

■都市施設の耐震化等の推進

- ◇緊急輸送道路*等の橋梁、港湾施設が耐震化され、災害時の緊急輸送機能を確保
- ◇上下水道施設の耐震・耐水対策により災害時にも水道の給水や下水道機能を確保

事 項		目標年次	目標値	
緊急輸送道路等の橋梁の耐震化 全411橋		2017年度	完了	
主要な鉄軌道施設（高架橋等）の耐震化		2017年度	耐震化率おおむね100%	
水道	施設の耐震化	貯水池及び取水・導水施設	2024年度 5施設完了	
		ろ過池	2024年度 耐震施設率100%	
		配水池	2024年度 耐震施設率99%	
	管路の耐震化	配水管	2024年度	耐震継手率59% 〔平常給水までの復旧日数16日以内〕
		うち首都中枢・救急医療機関等への供給ルート	2019年度	耐震継手化完了
		うち優先避難所・主要な駅への供給ルート	2022年度	耐震継手化完了
		うち競技会場等への供給ルート	2019年度	耐震継手化完了
	給水管（避難所や新宿駅などの主要な駅 約2,500か所）	2019年度	耐震化率100%	
浄水場等の浸水対策		2016年度	完了	

下水道	排水を受け入れる下水道管を耐震化した避難所、ターミナル駅、災害復旧拠点等の施設数	2019年度	約3,500か所完了 (2,636か所整備済)	
	緊急輸送道路などマンホールの浮上抑制対策を行う道路の延長	2019年度	約1,200km完了 (899km整備済)	
	水再生センター・ポンプ所	耐震化の実施	2019年度	全108施設完了 (8施設整備済)
		耐水化の実施	2016年度	全34施設完了 (7施設整備済)
	高潮防潮扉の遠方制御による自動化等	2016年度	全20か所完了 (14か所整備済)	
緊急物資輸送対応の耐震強化岸壁の整備 全26バース 12バース整備済		2024年度	13バース整備	

■河川・港湾施設の地震・津波・高潮対策の推進

◇想定される最大級の地震*に伴う津波・高潮水害に対する安全・安心を確保

事 項		目標年次	目標値
東部低地帯* 河川施設	全ての水門・排水機場等の耐震・耐水対策	2019年度	全22施設完了
	整備計画に基づく堤防の耐震対策	2021年度	約86km完了
	うち特に緊急性の高い 水門外側の堤防（防潮堤）	2019年度	約40km完了
	江東内部河川整備（36.4km整備済）	2024年度	約50km概成
	うち西側河川（17.0km整備済）	2021年度	約23km概成
東京港沿岸部	防潮堤の耐震対策 全59.2km中43.6km対策済	2019年度	15.6km完了
	水門の耐震・耐水対策 対象全15施設うち2施設対策済	2019年度	13施設完了
	高潮対策センターの2拠点化	2015年度	第二高潮対策センター稼働
	晴海選手村防潮堤整備 全延長約2km	2019年	完了
	内部護岸の耐震対策 全45.8km中20.4km整備済	2021年度	25.5km完了
	排水機場の耐震・耐水対策 対象全3施設	2021年度	完了

■自助・共助・公助の連携による地域防災力の向上

◇都民・事業者の防災力の向上と行政の防災対策の充実

事 項	目標年次	目標値
家庭・事業所の備蓄	2020 年度	実施率 100%
住民参加による防災訓練	2024 年度	累計 2,000 万人参加
都立高校・特別支援学校の宿泊防災訓練	2024 年度	累計 44 万人参加
行き場のない帰宅困難者の安全確保	2020 年度	全員 (92 万人)
防災上位置付けのある都立公園の機能強化	2024 年度	全 61 公園を整備
海上公園*の防災機能の強化	2024 年度	全 37 公園を整備
木造住宅密集地域を重点とした消防水利の整備	2024 年度	防火水槽 累計 120 基 深井戸 累計 10 基
緊急消防援助隊受援拠点	2017 年度	多摩地域に整備
航空消防体制の 2 拠点化	2015 年度	整備完了
航空消防救助機動部隊	2015 年度	創設

■災害に強い道路ネットワークの構築

◇緊急輸送道路等の拡幅整備、橋梁の新設等により、道路ネットワークを強化

◇震災時に一般車両の流入禁止区域の境界となる環状 7 号線の無電柱化を完了

事 項	目標年次	目標値	
緊急輸送道路等の橋梁の新設・架け替え	2024 年度	7 橋完成	
無電柱化の推進	第一次緊急輸送道路*	2024 年度	50%完了
	うち環状 7 号線	2024 年度	100%完了

■豪雨対策や土砂災害対策の推進

◇50 ミリ降雨に対応した治水安全度達成率*が 85%に向上するとともに

それを超える局地的な集中豪雨に対する安全性の向上

◇都内全域における土砂災害警戒区域等の指定完了

事 項	目標年次	目標値	
都内全域の調節池貯留量 (累計)	2025 年度	365 万 m ³ (2013 年度末比約 1.7 倍)	
環状七号線地下広域調節池 (仮称) 等の整備	2025 年度	13 施設完了	
豪雨対策 下水道緊急プラン	75 ミリ対策の施設整備 (4 地区)	2019 年度	効果発揮
	50 ミリ拡充対策の施設整備 (6 地区)	2019 年度	効果発揮
浸水の危険性の高い対策促進地区における時間 50 ミリ降雨対策	2019 年度	全 20 地区完了	
大規模地下街の時間 75 ミリ降雨対策	2024 年度	全 9 地区で完了	
洪水予報河川*等の指定	2024 年度	10 流域	

土砂災害警戒区域*等の指定に向けた基礎調査（都内全域）	2017年度	約1万5千か所完了
土砂災害警戒区域等の指定（都内全域）	2019年度	約1万5千か所完了

■島しょ地域の防災対策の推進

◇島しょ地域の防災力を高め、島民や観光客等の安全性向上を実現

事 項		目標年次	目標値
地震・津波対策	津波避難施設の整備	2024年度	全9港で完了
	堤防のかさ上げ整備	2020年度	全22海岸で完了
	緊急輸送用岸壁の整備	2024年度	全6港で完了
土砂災害対策（大島）	土砂災害警戒区域等の指定	2015年度	完了
	大金沢神達地区（左支川）	2016年度	短期対策完了

3 到達状況・課題

（建築物・都市施設等の耐震化、堤防や水門等の耐震・耐水対策）

- 旧耐震基準の分譲マンション、整備地域の木造住宅、都営住宅など住宅の耐震化に向けた取組を進めてきた。
- 都が実施したアンケート調査によると、費用負担のほか居住者の高齢化による耐震化への関心の低下などを背景に、分譲マンションにおける耐震診断実施率は約17%、耐震改修実施率は約6%（2011年度調査結果）にとどまっている。
- 特定沿道建築物*の耐震診断等を義務化する耐震化推進条例*を2011年3月に全国で初めて制定し、2014年10月末時点で対象建築物約5,000棟のうち87%が耐震診断に着手している。
- 耐震診断の結果を受けて、耐震改修を検討する建物所有者も増加しているが、合意形成等に時間を要するなど、耐震化の進捗は十分ではない。
- 緊急輸送道路等の橋梁の耐震化は、対策が必要な411橋のうち329橋において完了（2013年度末）するなど、耐震化に着実に取り組んでいる。
- 沿岸部や低地帯においては、これまでも耐震・耐水対策を行ってきたが、東日本大震災を踏まえ、想定される最大級の地震に対応した更なる取組が求められている。

（木密地域不燃化10年プロジェクト）

- 不燃化推進特定整備地区（不燃化特区）*は、整備地域のうち、地域危険度が高いなど、特に重点的・集中的に不燃化に向けた改善を図るべき地区において、区からの整備プログラムの提案に基づき指定しており、2014年10月現在、38地区（約1,840ha）で事業に着手している。
- 特定整備路線は、整備地域において延焼を遮断するとともに、避難路や緊急

車両の通行路ともなる、地域の防災性を向上する主要な都市計画道路を選定しており、2014年度に28区間約26km全てで事業に着手する。

- 「木密地域不燃化10年プロジェクト*」は、不燃化特区制度*の推進と特定整備路線の整備を柱として、高度防災都市東京の実現を支える核となる取組であるが、目標を確実に達成するためには、課題に応じた特区制度の見直しによる実効性の向上や、特定整備路線の整備加速が必要である。

(都民による自助・共助の取組)

- 東日本大震災を機に都民の防災意識は向上したが、都内の家庭における食料の備蓄率は約6割と十分ではなく、また地域の防災訓練に参加したことの無い人は約8割にのぼっている。
- 都はこれまで、事業者とともに帰宅困難者対策を推進してきたが、首都直下地震等では約517万人の帰宅困難者が想定され、そのうち行き場のない約92万人の受入施設の確保は、官民合わせて約19万人分にとどまっている。

(震災時の初動体制の充実)

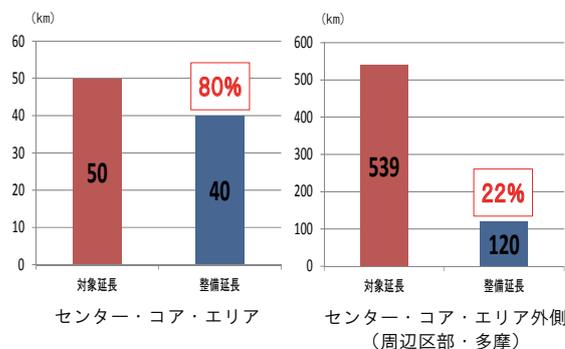
- 都はこれまで、各区市町村と合同で総合防災訓練を実施してきた。また、関係機関の協力の下、迅速・円滑な応急対応のための体制を構築してきたが、人命救助において重要な発災直後の初動体制について、一層の強化が必要である。

(災害時の道路ネットワーク機能の確保)

- 都はこれまで、三環状道路の整備などの広域的な道路ネットワークを構築し、東京の防災力向上に取り組んできたが、災害時にも道路機能を十分に発揮させるためには、道路ネットワークの更なる充実が重要である。また、多摩山間・島しょ地域においては、土砂崩れ等に伴う道路寸断のおそれがある地域もあり、地域を孤立化させないための道路整備が求められている。
- 都道の無電柱化は、センター・コア・エリア*内の都道や緊急輸送道路等を対象に推進してきた。しかし、センター・コア・エリア外側の都道の無電柱化は十分に進んでおらず、また、区市町村道の無電柱化の取組は、都道などの幹線道路に比べて進展していない。このため、震災時などには電柱倒壊による道路閉塞が懸念されている。

＜都道の第一次緊急輸送道路に

おける無電柱化状況＞



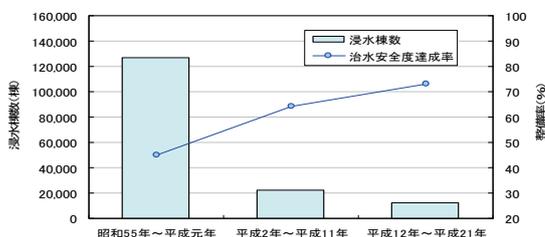
(近年多発する局地的な集中豪雨への対応)

- 都は時間50ミリ降雨に対応した護岸等の河川施設や下水道施設の整備、まちづくりなどによる総合的な取組を推進し、浸水被害を着実に減少させてきた。

- しかし、近年は時間 50 ミリを超える局地的な集中豪雨が頻発しており、更なる対応が求められている。

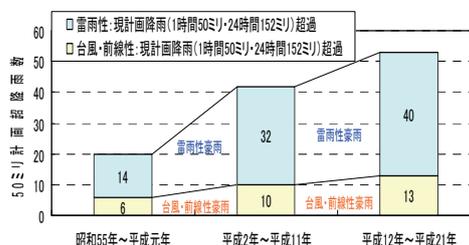
＜浸水棟数の経年変化と

治水安全度達成率の関係＞



＜時間 50 ミリを超える

降雨数の経年変化＞



(土砂災害への対応)

- 多摩山間地域や島しょ地域では、土砂災害の危険性の高い箇所を調査し、土石流やがけ崩れを食い止める砂防えん堤や法枠工などのハード対策を推進してきたが、2013年10月に大島で発生した土砂災害を教訓に、更なる対応が求められている。
- 2014年8月に広島市で発生した土砂災害では、住民の避難行動が遅れたことにより甚大な被害が発生した。このことから、迅速な避難を促す取組が急務となっている。

(島しょ地域の自然災害への対応)

- 都が2013年5月に発表した「南海トラフ巨大地震等による東京の被害想定について」において、伊豆諸島には大規模な津波が短時間で襲来することが想定されている。避難に資する防災力の向上と併せて、発災後の迅速な復旧活動や孤立化防止のための取組が求められている。
- 島しょ地域では、大島の土砂災害を教訓に、住民に危険を周知する仕組みとハード対策を連携させた、被害を最小限に食い止める取組が急務となっている。

4 これからの政策展開

1 特定沿道建築物及び住宅の耐震化の促進

1 重要建築物の耐震化の促進

- 災害対策本部や避難場所、医療救護や応急活動の拠点となる防災上重要な都の公共建築物 4,631 棟（2013年度末の耐震化率 97.4%）の耐震化を完了する。
- 耐震化推進条例に基づく特定緊急輸送道路の沿道建築物については、耐震診断実施後の改修工事への速やかな移行を図るアドバイザー派遣、事例紹介及び現場見学会の開催など、建物所有者の実情に応じた必要な支援を的確に行いな

がら、耐震化へ迅速に結び付ける取組を強化する。

- 耐震診断や耐震補強への財政支援等により、災害拠点病院、公立の小中学校・幼稚園、私立の高校・幼稚園等、社会福祉施設等（主に災害時要配慮者が利用する入所施設）及び保育所の耐震化を完了する。
- 公立及び私立の高校、小中学校、幼稚園、私立の保育所等において、地震による吊り天井や照明器具等の落下などの被害を防ぐため、非構造部材の耐震対策を促進する。
- 都庁舎に制振装置（計 155 か所）を設置し、長周期地震動対策を完了するとともに、制振装置の仕組みや機能の「見える化」による普及啓発を図るなど超高層建築物に対する長周期地震動対策を促進する。

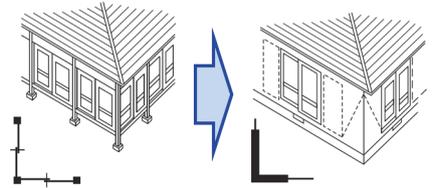
＜東日本大震災の被災地における
体育館の天井落下被害＞



2 都民の生命・財産を守る住宅の耐震化等を促進

- 被害想定等の周知など普及啓発や技術的支援の強化などにより、住宅の耐震化を促進する。特に整備地域の住宅については、倒壊による道路閉塞や大規模な市街地火災を防止する観点から、耐震診断や耐震改修等の支援を行う。
- 区市と連携し、「マンション啓発隊」による普及啓発やフォローアップを行うとともに、耐震アドバイザーの派遣、耐震診断・改修工事への助成等の支援の充実を図るなど、旧耐震基準の分譲マンションの耐震化を効果的に促進する。
- 2012年7月に改定した「都営住宅耐震化整備プログラム」に基づき、2020年度までに都営住宅の耐震化を完了する。また、震災などによる停電時のエレベーター内への閉じ込め防止に有効な「エレベーター停電時自動着床装置」の設置を推進し、2024年度までに設置率を85%以上とする。
- 都独自の耐震マーク表示制度の更なる広報展開や申請・交付スキームの簡略化などを進め、都内の耐震性のある建築物全てに表示されるよう普及を図り、利用者の安心を確保するとともに、都民の耐震化への意識や気運を一層高め、耐震化に向けた取組を促進する。
- 2013年3月に策定した「液状化による建物被害に備えるための手引き」や2014年5月に開設した「建物における液状化対策ポータルサイト」を活用し、建築物の液状化対策に関する普及啓発を行っていく。

＜住宅の耐震改修事例＞



ガラス戸など開口部を減らして筋かい等で補強された壁を増やす。

（出典）「誰でもできるわが家の耐震診断」
一般財団法人 日本建築防災協会

＜マンションの耐震化事例＞



2 災害時における都市施設の機能確保

1 輸送機能の確保

- 大規模地震発生時に救助・救援活動を支え、緊急物資輸送の機能を確保するため、緊急輸送道路等の橋梁の耐震化を完了する。
- 震災時の鉄道被害を最小限に抑えるため、乗降客数が1日1万人以上の鉄道駅や駅間の高架橋等の耐震補強工事を支援する。また、都営地下鉄では、運行を早期に再開させるため、車両基地側の駅から折返し運転が可能かつ他路線との乗換えが可能な駅までを優先的に、高架部の橋脚及び地下部の柱の耐震対策を更に強化する。

<緊急輸送道路等の橋梁の耐震化>

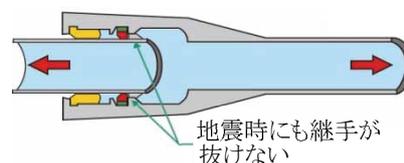


- 被災直後の緊急物資、避難者、啓開用建設機械等の海上輸送機能を確保するとともに、被災した港湾施設が復旧するまでの間の最小限の港湾機能を保持するため、緊急物資輸送用の耐震強化岸壁*を整備する。また、幹線貨物（国際海上コンテナ等）の輸送機能を確保し、経済活動の停滞を回避するため、幹線貨物輸送用の耐震強化岸壁*（全22バース）の整備を推進する。

2 給水機能の確保

- 震災時の給水機能を確保するため、貯水池、取水・導水施設、ろ過池及び配水池の耐震化を推進する。
- 首都中枢機関*、救急医療機関、2020年大会競技会場等への供給ルート及び優先避難所*や主要な駅への供給ルートの配水管の耐震継手化を完了する。また、2024年度までに全体（約27,000km）の耐震継手率を59%に向上させ、想定される被害が最大となる地震発生時における平常給水までの復旧日数を、現行の30日以内から16日以内に短縮させる。
- 震災時に人が多く集まる避難所や新宿駅などの主要な駅約2,500か所の給水管の耐震化を完了するとともに、私道内給水管整備（10年間で約900km）を推進する。
- 大型台風や局地的な豪雨時においても、浄水場及び給水所の機能維持を図るため、出入口等への止水堰^{せき}の設置、施設のかさ上げ等の浸水対策を完了する。

<水道管の耐震継手化>



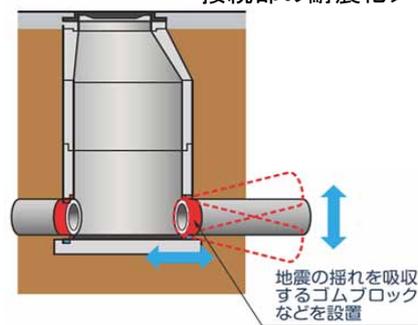
3 下水道機能の確保

- 震災時のトイレ機能を確保するため、避難所等に加え、ターミナル駅や災害復旧拠点等から排水を受け入れる下水道管の耐震化を完了する。さらに、液状化の危険性が高い地域にあるマンホール浮上抑制対策は、緊急輸送道路における対策に加え、避難所やターミナル駅等と緊急輸送道路を結ぶ道路における対

策を完了するとともに、地区内残留地区*における下水道管の耐震化やマンホール浮上抑制対策を推進する。

- 揚水、簡易処理及び消毒など、震災時においても下水道が必ず確保すべき機能を維持するため、水再生センターやポンプ所の耐震化を完了するとともに、津波による電気設備などへの浸水を防ぐ耐水化を完了する。
- 下水道管内に光ファイバーケーブルを敷設するなど、区部下水道と流域下水道とを光ファイバー通信網で結び、信頼性の高い通信手段を確保する。また、下水道管内への津波や高潮などの逆流を防ぐ高潮防潮扉について、遠方制御による自動化を完了する。

＜下水道管とマンホールの接続部の耐震化＞

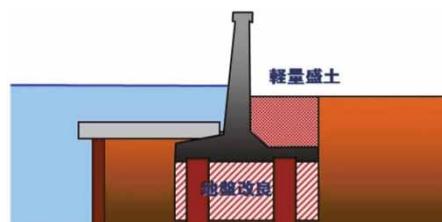


3 低地帯や沿岸部における堤防や水門・排水機場等の耐震・耐水対策の強化

1 東部低地帯における河川施設の耐震・耐水対策の推進

- 想定される最大級の地震が発生した場合においても、各河川施設の機能を保持し、津波等による浸水を防止するため、堤防や全水門等の耐震・耐水対策を完了する。
- 伊勢湾台風級の高潮に備え、防潮堤や護岸等の高潮防御施設(全168km)の整備を推進する。
また、隅田川等の主要河川については、大地震に対する安全性と水辺環境の向上を図るため、スーパー堤防や緩傾斜型堤防の整備を推進する。
- 荒川と隅田川に囲まれた特に地盤の低い江東三角地帯を大地震による護岸損壊に伴う水害から守るため、江東内部河川のうち、地盤が比較的高い西側の河川の既存護岸の耐震補強を概成する。
- 地盤が特に低い江東三角地帯の東側地域では、水門等で河川を閉め切り、平常水位を低下させる水位低下方式による整備を推進し、河川環境にも配慮した河道整備を概成する。

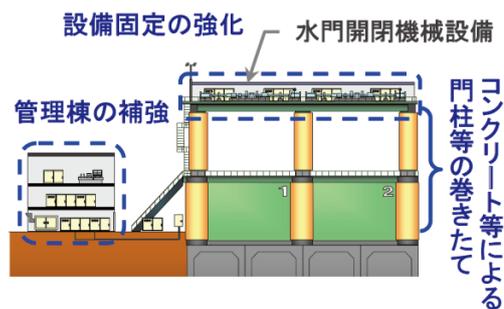
＜堤防の耐震対策のイメージ＞



2 東京港沿岸部の地震・津波・高潮対策の推進

- 最大級の地震に伴い発生する津波や高潮による浸水を防ぐため、防潮堤及び内部護岸の耐震対策のほか、水門及び排水機場の耐震・耐水対策等を推進する。
- 地震・津波・高潮等の発生時に迅速・確実に対応するため、水門等の遠隔制御等を行う2か所目の高潮対策センターを2015年度から稼働させ、2拠点化や通信網の多重化により水門操作のバックアップ機

＜水門の耐震対策のイメージ＞



能を強化するとともに、陸こう*の削減及び遠隔制御システムを導入する。

4 木造住宅密集地域における不燃化と特定整備路線の整備

1 不燃化特区制度の活用等による延焼遮断帯内側の市街地の不燃化促進

- 公有地の積極的な活用、民間活力の導入により、地域の実情に応じた取組を後押しし、不燃化特区における区と連携した対策を一層推進する。

＜木密地域不燃化の取組イメージ＞



- また、意識啓発活動や都独自の防火規制*の対象区域（2013年度末現在 3,359ha）の拡大等の取組を重層的に展開し、各地域の実情に合わせた具体的なロードマップを提示しながら、整備地域約7,000haについて、2020年までに延焼による焼失ゼロを実現する。あわせて、地域が目指す将来像に即して、防災性を備え、緑やオープンスペースが確保されたゆとりある住環境を形成していく。
- 住民への建替え促進や区の事業推進を支援する取組により、不燃化を強力に推進するとともに、不燃化特区制度の要件、支援策等について、各特区での取組等を踏まえた効果検証を行い、改善を図っていくことで実効性を高めていく。

2 特定整備路線の整備推進

- 特定整備路線の整備においては、民間事業者のノウハウとネットワークを活用した相談窓口を設置するとともに、優遇金利による移転資金の貸付、都営住宅や代替地のあっせんなど、関係権利者の意向を踏まえた生活再建の支援を行う。さらに、商店街等を有する鐘ヶ淵、目黒本町などの地区においては、現地での生活再建を可能にする沿道のまちづくりと併せて道路整備を進めることにより、延焼遮断帯を形成するなど、地域の防災性を向上させる。
- なお、道路が整備されるまでの間も、事業用地を活用し、消防用仮道路の設置などの対策を進める。

5 自助・共助の取組を一層促進し、地域の防災力を向上

1 都民一人ひとりの防災力の強化

- 首都直下地震等への備えが万全となるよう、日常的に活用できる「防災ブック」を各家庭に配布するとともに、防災ホームページやSNSによる情報発信を充実させる。
- 家族構成に応じた備蓄の内容、備蓄の日（仮称）などを示した「備蓄消費モデル」をイベント等により普及させ、子供、女性及び高齢者等に配慮した備蓄や、各家庭における継続的な備蓄を促進する。
- 家具類の転倒防止や、たばこやこんろ等による火災防止などの防火防災対策

を促進し、子供や高齢者等にとって安全な生活環境を確保する。

- 在住外国人が気軽に参加できる防災イベント等を開催し防災意識を醸成する。

2 地域と連携した防災対策の充実

- 従来の総合防災訓練に、風水害や帰宅困難者対策などの課題を加え、季節や地域を考慮した住民参加型の訓練を年4回実施し、都民の防災意識を向上させるとともに、自主防災組織の組織力や防災機関の連携力の強化を図る。

＜住民参加型訓練＞



- 町会・自治会等による地域の防災訓練や、自宅近くの身近な場所で行う「まちかど防災訓練」の実施を促進するとともに、防災館*を充実させ、初期消火や地震体験などの体験型訓練の機会を提供する。
- 東京防災隣組*の取組を広く紹介することなどにより、地域の防災活動の活性化を図る。
- 消防団への入団を促進し団員を確保するとともに、各種訓練や情報伝達体制の充実をはじめ、消防署等と連携した訓練の推進や消防団の活動環境の整備により、地域の災害対応力を向上させる。
- 災害ボランティア活動の中核的な役割を担う災害ボランティアコーディネーターを育成するとともに、災害ボランティアセンターの運営訓練等を通じてスキルの向上を図り、発災時の円滑な受入れや活動が可能となる環境を整備する。
- 大学等において防災学生ボランティアを募集し、学生による防災ネットワーク体制を構築するとともに、官民一体となって地域の安全を守る活動を行う地域版パートナーシップ*に編入し、地域防災の新たな担い手として育成する。
- 避難訓練や地域の協力体制づくりの推進とともに、緊急通報システム等の整備や民間と連携した通報体制の強化により、障害者など要配慮者の安全・安心対策を充実させる。
- 高齢者福祉施設等において、施設の使用実態や夜間の体制に応じた実践的な自衛消防訓練の実施を促進し、災害発生時に迅速な初期消火や円滑な避難誘導ができるよう対応力を強化する。

3 教育機関における防災教育の充実

- 各家庭に配布される「防災ブック」を有効に活用して、児童・生徒が保護者とともに防災について家庭で学習できる「防災ノート」を作成・配布することにより、学校と家庭とが一体となった防災教育を充実させる。
- 地域や防災関係機関と連携し、発達段階に応じた防災教育を充実させていくことで、児童・生徒一人ひとりを、自らを守り、身近な人を助け、地域に貢献できる人材へと育成する。

- ▶ 地域や消防署などの関係機関と連携し、全都立高校で宿泊防災訓練等を継続して実施することで、災害時に自分の身を守りつつ、地域での救援活動等に貢献できる人材を育成する。
- ▶ 都立特別支援学校の全校で宿泊防災訓練を実施し、学校の危機管理体制の強化と児童・生徒の防災意識の向上を図る。

＜高校での宿泊防災訓練＞



4 帰宅困難者対策など民間との連携による防災対策の推進

- ▶ 事業所における備蓄の促進や、発災時の一斉帰宅の抑制について、各種イベントや広告などを通じて周知することにより、多数の帰宅困難者が発生することによる混乱を防止する。
- ▶ 民間への支援を通じた一時滞在施設の確保や、都市開発に併せた備蓄や受入スペースの確保など、行き場のない帰宅困難者の保護に向けた取組とともに、業界団体と連携した事業所の備蓄10%ルール*の普及など、官民一体となった対策を推進する。また、受入れ時の事業者の負担軽減のための制度創設に向けて、国や関係機関等と協議していく。
- ▶ 災害時帰宅支援ステーションの拡充など、安全が確保された後に帰宅困難者が安全に帰宅できる体制を強化する。
- ▶ 帰宅困難者対策の実効性を高めるため、事業所防災計画の作成・届出等に関する指導を推進し、事業所における帰宅困難者対策を促進していく。
- ▶ 都内の中小企業が開発した先進的な防災関連技術の実用化を支援し、新技術の普及による都市防災力の向上と産業の活性化を実現する。
- ▶ ターミナル駅等の地下通路で接続された複数の建物による防災訓練等の実施により、建物間の総合的な防火安全対策を構築し、利用者の安全を確保する。

＜帰宅困難者の受入れ＞



6 公助による防災対策の充実

1 災害への万全な備えを構築

- ▶ 発災直後の初動体制を充実させるため、災害対策本部や大規模救出救助活動拠点等の環境整備を行うとともに、防災関係機関の連携体制を強化する。
- ▶ 中核SS*でのランニングストック方式*による燃料備蓄の拡充に加えて、島しょ部でも燃料備蓄を実施するなど、震災時の緊急車両等の燃料を確保する。
- ▶ おむつや生理用品を新たに備蓄するとともに、民間事業者と連携し、災害時に必要な物資が迅速かつ確実に避難所へ届けられる体制を構築する。
- ▶ 都有施設などに非常用発電設備等を整備し、震災時の応急対応に活用する。

- 避難場所や大規模救出救助活動拠点等となる都立公園においても、非常用発電設備等の防災関連施設を整備することで、避難者の安全確保や救出救助部隊の活動支援のための防災機能を強化していく。
- 海上公園では、海拔表示板の設置などの防災対策を講じて、津波や高潮などから利用者の安全を確保するとともに、公園の防災力を向上させる。
- 木造住宅密集地域を重点とした防火水槽や深井戸の整備とともに、一般道路下にある経年防火水槽の再整備等により、震災時に円滑な消火活動を展開し、市街地火災の被害を軽減する。
- 河川の水際へのアクセスを向上し、河川水を震災時の消火用水として活用するとともに、防災船着場や周辺の基盤整備により災害時の輸送体制を強化する。
- 都有施設等へのヘリサインの整備を進め、災害時の全国からのヘリコプターによる応援活動に活用する。
- デジタルサイネージ*を消防署等に設置し、広報活用に加え、防災関連の情報を多言語で掲出することにより、都民や外国人に安全・安心を提供する。
- 空港や宿泊施設等において、避難経路や避難方法などの案内の多言語化を促進するとともに、建物の安全・安心情報の発信を強化することにより、都民や外国人が安心して建物を利用できる環境を整備する。

＜都立公園の防災機能強化のイメージ＞

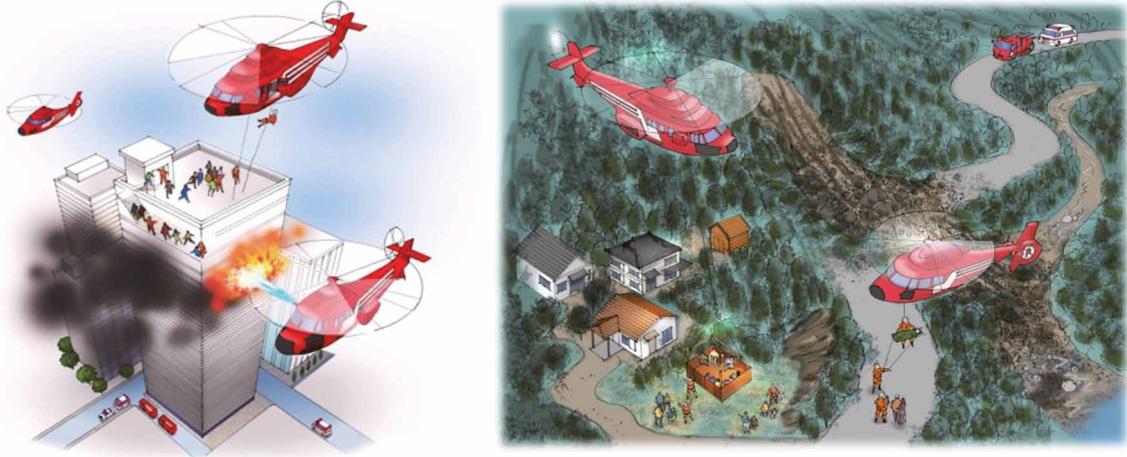


2 応急対応力や復旧体制の強化

- 防災関係機関の情報収集・伝達体制を強化し、情報の共有化等を図ることで、震災時に迅速な避難誘導や救出救助活動を展開する。
- 人命救助や消火活動を優先的に展開するため、幹線道路上の信号機の滅灯対策を推進するとともに、緊急輸送道路に防災型信号機を設置することにより、震災時の円滑な交通規制を実現する。
- 大規模災害に的確に対応するため、実践的で高度な災害訓練警備施設を整備し、広域緊急援助部隊等の災害現場での対応力を向上する。
- 震災に備えて重機運転技能者を養成するとともに、重機を保有している事業者との合同訓練の実施や災害時協力協定の締結などにより、官民一体で災害応急対応力を強化する。
- 消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の拠点において都外からの緊急消防援助隊の受援機能を強化する。
- 航空消防体制の2拠点化（立川・江東）により、都内全域の災害へ迅速に対応する。

- 特殊な資器材と高度な技術を有した航空消防救助機動部隊（エアハイパーレスキュー）を創設し、陸上からでは対応困難な災害においても、ヘリコプターの機動力を生かした迅速かつ多角的な活動を展開し、負傷者等を早期救出する。

＜航空消防救助機動部隊(エアハイパーレスキュー)の活動イメージ＞



- 大会関連施設の整備、入港船舶の大型化などを踏まえ、臨港消防署の整備や消防艇による対応力強化により、発展を続ける臨海部の安全確保に向けて港湾消防体制を再構築する。
- 陸橋等の高架下に資器材を配備した「道路防災ステーション」を整備し、震災時の道路の迅速な障害物除去を行う。
- 給水拠点の改造や、消火栓・排水栓を活用した応急給水用資器材の配布を行うとともに、引き続き区市町や地域住民と連携した応急給水訓練を実施することにより、災害時に住民自らが速やかに応急給水を行える体制を構築する。
- 台風や局地的豪雨による風水害の発生に対し、関係機関と連携した水防訓練の実施や水防資器材の整備により、浸水等による被害を軽減する。

3 震災に備えた事前復興への取組

- 法改正等を踏まえ「東京都震災復興マニュアル」を見直すとともに、区市町村の被災者台帳の情報を集約した「東京都被災者台帳システム」の整備や被災証明発行等の研修実施により、早期生活再建のための基盤を整備する。
- 地域レベルの復興まちづくりの指針である「市街地の震災復興ガイドライン（仮称）」を策定し、復興計画の検討や復興訓練の実施等、区市町村における事前対策を促進することで、迅速な都市復興のための取組を強化する。

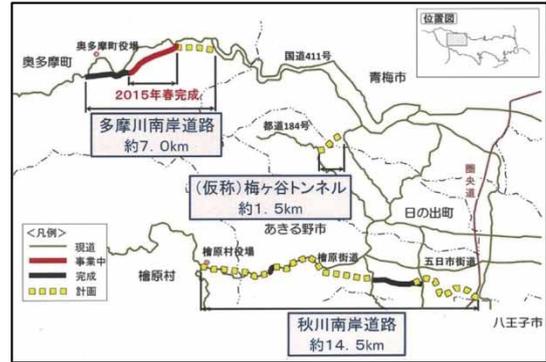
7 災害に強い道路ネットワークを構築

1 災害時の道路ネットワーク機能の拡充

- 区部放射・環状道路や多摩東西・南北道路など骨格幹線道路の整備を推進し、広域的な防災力を高める。
- 緊急輸送道路等の橋梁の新設や架け替えを進めるとともに、川崎街道などの拡幅整備を推進し、震災時の確実な救助活動及び物資輸送ルートを確保する。

- 多摩山間・島しょ地域において、現道の拡幅や線形改良と併せて、災害時の代替ルートとなる多摩川南岸道路などの整備を推進し、集落の孤立化を防止する。

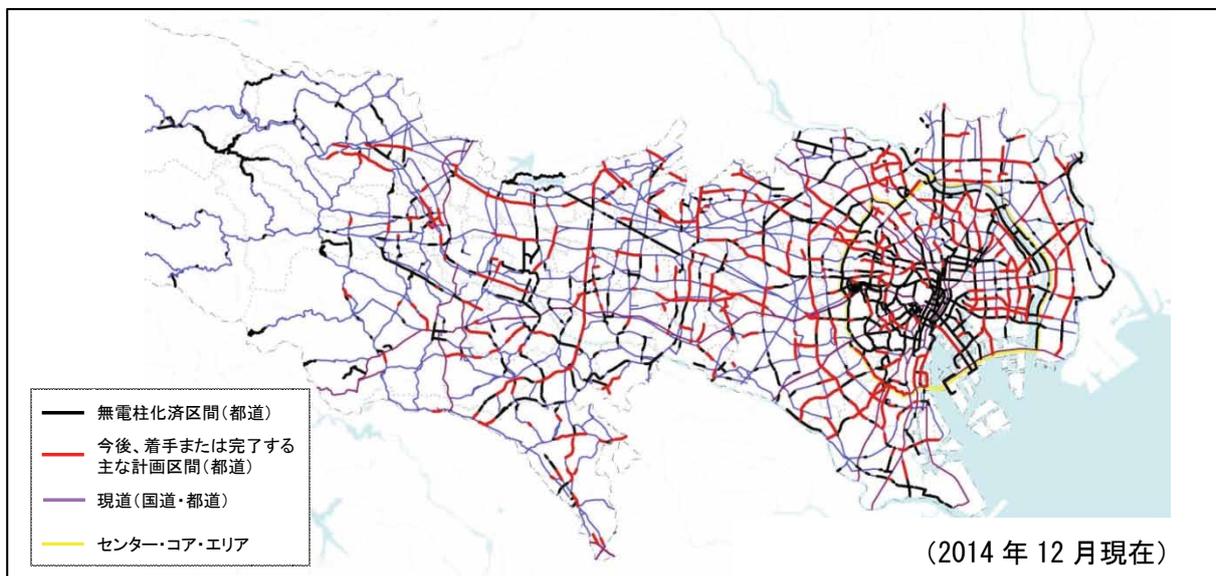
<多摩山間地域における主な道路整備>



2 都道や区市町村道の無電柱化の推進

- 震災時の円滑な救助活動や物資輸送のため、都道における第一次緊急輸送道路の無電柱化延長を2024年度までに倍増させる。特に、震災時の一般車両の流入禁止区域の境界となる環状7号線の無電柱化を2024年度までに完了する。
- 避難場所と緊急輸送道路を結ぶ路線など防災上重要な区市町村道に補助対象を拡大し、区市町村道の無電柱化を促進する。
- 土地区画整理事業において、都市計画道路の無電柱化と併せて区画道路の無電柱化を実施し、面的な無電柱化を促進する。
- 電線共同溝のコンパクト化などの技術開発や、公共空間や民地等を活用した地上機器の設置など新たな推進策により、歩道幅員が狭い道路における無電柱化の進展を図る。

<都道における無電柱化の状況>



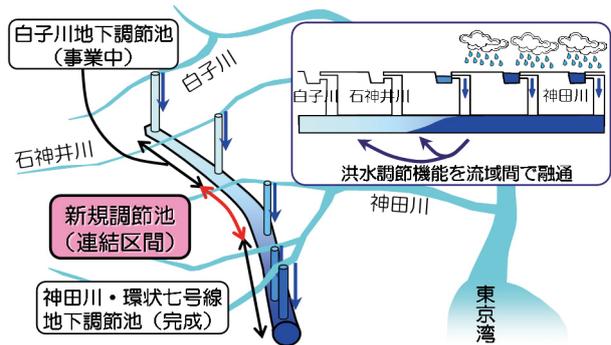
8 多発する局地的な集中豪雨への対策を強化

1 豪雨対策の強化

- 「東京都豪雨対策基本方針（改定）」において、区部は時間75ミリ、多摩部は時間65ミリに目標を設定したことを受けて、地域の特性に合わせた取組を明らかにした「流域別豪雨対策計画」を定め、河川や下水道の整備、流域対策やまちづくり対策などを推進する。

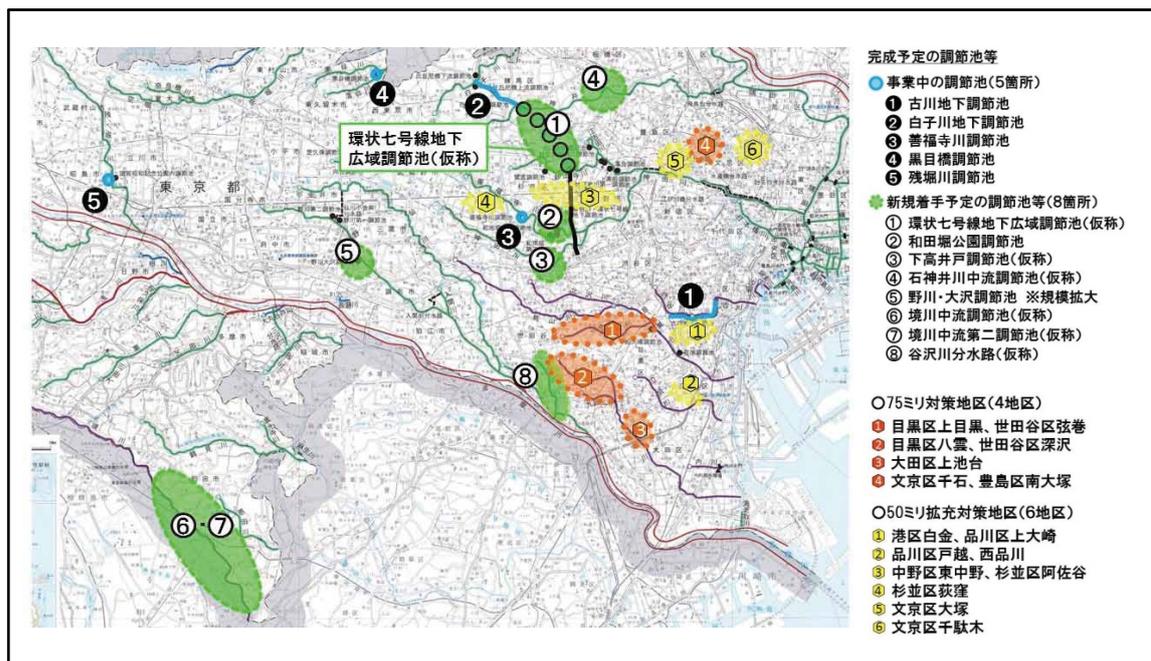
➤ 河川では、護岸等を整備するとともに、2025年度までに調節池等13施設を完成させて都内全域の調節池貯留量を約1.7倍に拡大するなどして、浸水被害を軽減する。特に、2つの調節池を連結する環状七号線地下広域調節池（仮称）を完成させ、時間100ミリの局地的かつ短時間の集中豪雨にも効果を発揮させる。

＜環状七号線地下広域調節池（仮称）イメージ＞



- 下水道から河川への放流量の段階的増量や広域調節池と下水道幹線の接続等、河川と下水道の連携策を推進する。
- 下水道では、対策促進地区20地区で下水道幹線やポンプ所などの整備を完了するとともに、大規模地下街対策として、新たに東京駅丸の内口等で浸水防止の施設整備を推進する。
- 「豪雨対策下水道緊急プラン」に基づき、甚大な被害が発生している地域において整備水準を時間75ミリにレベルアップし、新たに下水道幹線を整備するなど、これまでの取組を更に強化し浸水被害の早期軽減を図る。
- 学校等の公共施設への一時貯留施設等の設置に補助を行うなど、流域全体で雨水流出抑制対策を促進する。
- 9か所の大規模地下街において、地元区や施設管理者等と連携し、地下鉄や隣接する民間ビル等との情報連絡体制の構築など浸水対策計画の策定に取り組み、地下空間での豪雨に対する安全性向上を図る。

＜整備予定の調節池等13施設と「豪雨対策下水道緊急プラン」の対策強化地区＞



2 自助につながるリアルタイムな情報発信の強化

- ▶ 洪水予報システム*を機能強化するとともに、野川などを洪水予報河川等に指定し、はん濫警戒情報*を発信する河川を10流域に拡大する。また、河川監視カメラの映像を都のホームページ上に公開することで、避難に役立つ情報の充実を図る。
- ▶ 降り始めのわずかな雨でも捉えることができる最新型のレーダーを「東京アメッシュ*」に導入し、より精度の高い降雨情報を配信する。
- ▶ 光ファイバーを活用した下水道幹線の水位情報の提供を目黒川幹線など11幹線に拡大し、関係区の水防活動を支援する。

9 ソフト・ハード両面での土砂災害対策を推進

1 ハード対策の着実な推進

- ▶ 土石流やがけ崩れの危険性が高い箇所や過去に災害が発生した箇所において、砂防えん堤*や法枠工*などの砂防施設の整備を推進する。
- ▶ 特に、土砂災害特別警戒区域*内の避難所や病院等のうち移転等が困難な施設においては、施設の状況に応じて土砂災害対策施設を整備し、住民の安全性を高める。
- ▶ 道路斜面の崩落や落石等による通行への影響を未然に防ぐため、巡回・点検等を踏まえて落石防護柵を設置するなど、道路斜面の安全対策を推進する。

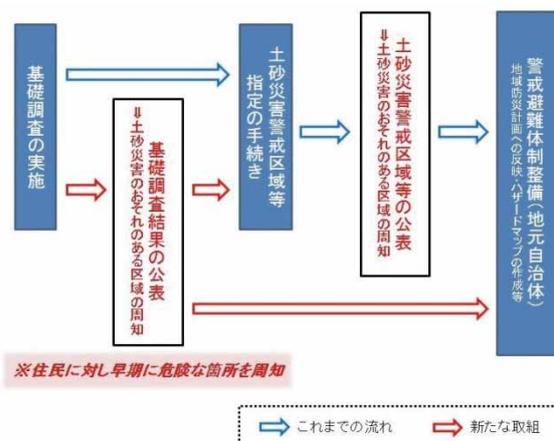
<急傾斜地における対策例>



2 住民の警戒・避難体制を支援するソフト対策の推進

- ▶ 土砂災害のおそれのある箇所の基礎調査を2017年度までに完了させ、調査結果の速やかな公表により危険性を住民に周知する。
- ▶ 区市町村と連携し、警戒避難体制の早期確立に向けて、土砂災害警戒区域等の指定を前倒して2019年度までに完了する。
- ▶ 区市町村への土砂災害ハザードマップの作成支援を行い、地域における警戒避難体制の整備を促進する。

<基礎調査終了後のフロー>



＜土砂災害警戒区域等の概要＞

警戒区域では

警戒避難体制の整備
土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村等】

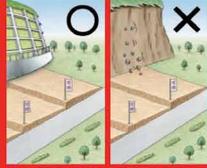


土砂災害ハザードマップの作成・配布
(茨城県鉾田市)



住民による土砂災害ハザードマップ確認状況
(鹿児島県垂水市)

特別警戒区域ではさらに



特定開発行為に対する許可制
住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。
【都道府県または市町村】



建築物の移転等の催告
著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の催告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。
【都道府県】

(出典「土砂災害防止法の概要」国土交通省)

10 島しょ地域の防災力の向上

1 地震・津波対策を強化

- 津波到達までに高台等への避難が困難な9港において、津波避難タワー等の整備を推進するとともに、津波発生時の避難ルートを表示する避難誘導標識の設置を全ての島の港で完了する。
- 土砂災害により被災する可能性のある津波避難路の安全を確保するため、避難路周囲の土砂災害対策を推進する。
- ハード対策と併せ、津波避難計画の作成支援などのソフト対策を強化する。
- 港湾・漁港等の背後地における津波浸水防止を図るため、海岸保全施設*等の整備を推進する。
- 6港において緊急輸送用岸壁の地震・津波対策を強化するとともに、八丈島空港などで施設の耐震化を進め、発災時の応急・復旧活動に必要な人員や緊急物資等の輸送機能を確保する。
- 災害発生時の生産活動の維持や二次災害を防止するため、漁業協同組合等が整備した共同利用施設について、劣化度調査、耐震補強及び解体処理等への支援を行う。

＜津波避難タワーイメージ(岡田港)＞

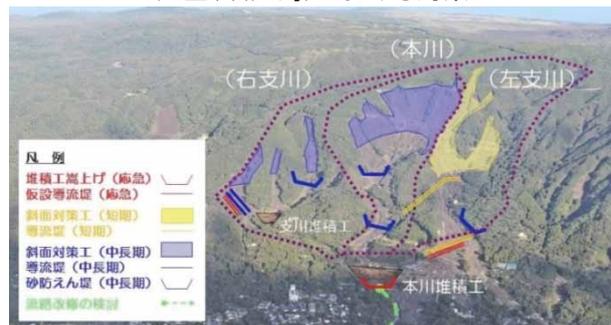


- ・鉄筋コンクリート造 地上5階建て(23.65メートル)
- ・船客待合所と合築整備(船客収容人員970名)
- ・津波警報解除までの避難に対応した防災倉庫、飲料水水槽等を上層階に整備

2 土砂災害や火山への対策を推進

- 大島における土砂災害警戒区域等の指定を2015年度までに完了する。
- 大島の大金沢左支川の斜面崩落防止、導流堤整備等の短期対策を2016年度までに完了するとともに、本川、右支川等の中長期対策を推進する。

＜大金沢(大島)における対策＞



- ▶ 噴火時の人的被害を最小化するため、専門家や関係機関と連携し、火山ハザードマップや避難計画等の策定を支援するなど、火山防災対策を推進する。

コラム

非常時・災害時の必需品

- ご家庭の災害時の備えは万全ですか。チェックしてみましょう。

(飲料水・食料は家族3日分を用意しましょう。)

- 飲料水(1人1日3リットル)
- 食料(缶詰、レトルト、粉ミルクや離乳食など)
- 救急医薬品類(絆創膏やガーゼ、常備薬など)
- 携帯用ラジオ、懐中電灯等(乾電池なども)
- 現金や貴重品(通帳、印鑑、免許証、保険証など)
- ヘルメット、軍手、雨具など
- ポリ袋、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ティッシュなど



- ・ 備蓄用の飲料水や食料の保存期限は、3年または5年が一般的ですが、中には10年以上保存できる商品なども販売されています。このような長期保存できる備蓄品は便利な反面、長い時間がたつと更新の時期を忘れてしまうかもしれません。防災訓練などの機会に定期的に備蓄品をチェックし、必要に応じて買い換えるよう心がけましょう。

- 水道水のくみ置きを活用する際のポイント

- ・ 非常時の備えとして水道水をくみ置きする場合は、清潔でフタのできる容器に口元いっぱいまで入れて下さい。冷暗所に保存すると、水道水の消毒効果で3日程度は飲料用として使用することができます。
- ・ 浄水器をとおした水は消毒効果がなくなりますので、ご注意ください。

- アウトドア用品と防災キャンプ

- ・ 非常時にはアウトドア用品があると便利です。例えば、湯沸しや調理に使えるカセットコンロやバーナー、屋外や避難所での生活に役立つテントや寝袋、テーブル・椅子としても使えるクーラーボックスなどです。
- ・ キャンプもご家庭の防災対策として役に立ちます。ご家族とのキャンプに防災の視点を取り入れて、備蓄品を食べるなど、災害発生時の疑似体験をしておいてはいかがでしょうか。

政策指針 10

日常に潜む危険や犯罪から都民を守る、安全・安心の確保

1 将来像

【おおむね 10 年後の東京の姿】

- 都民・来訪者など全ての人々が、治安の良さや生活の安心を実感できる世界一安全な都市が実現している。
- 地域の子供を犯罪から守る取組が着実に展開され、子供たちの安全が確保されている。
- 危険ドラッグ*に対する規制や取締り等が徹底・強化されるとともに、「危険な薬物である」という一人ひとりの意識が高まり、危険ドラッグのない社会が実現している。
- サイバー犯罪の被害から都民を守る仕組みが構築されるとともに、実行者や手口の実態が解明され、サイバー空間の安全・安心が確保されている。
- 暴力団排除の基本理念が都民全員に浸透し、警察をはじめとする行政と民間事業者等の連携・協力により暴力団が排除されている。
- 悪質事業者を市場から排除する社会環境が整備され消費者の安全が確保されるとともに、誰もが正確な情報に基づいて商品やサービスを主体的に選択・購入し、安心して消費生活を送ることができる社会が実現している。

2 政策目標

【おおむね 10 年後（2024（平成 36）年頃）まで】

■安心して暮らせる首都東京を守る

◇犯罪リスクを低減し体感治安を向上

事 項	目標年次	目標値
通学路に防犯カメラを設置	2018 年度	公立小学校 全 1,296 校※1
防犯ボランティア登録団体数	2024 年度	約 900 団体 (2013 年度比 50%増)
サイバー攻撃対策の強化（再掲）	2016 年度	サイバー攻撃検知システム等の構築・運用

※1 2014 年 4 月 1 日時点

■地域が連携して消費者被害から高齢者を守る環境を整備

◇高齢者が安心して消費生活を送ることのできる社会を実現

事 項	目標年次	目標値
高齢者の消費者被害防止のための見守りネットワーク※2の構築	2024年度	全区市町村

※2 地域の関係機関（区市町村、民生委員・児童委員など）や様々な事業者等が連携して、高齢者の消費者被害の防止に向けた取組を行う見守り体制のこと

3 到達状況・課題

（平穏な生活への不安）

- 都内における刑法犯認知件数は、11年間で4割以上減少するなど着実に成果をあげてきた。

＜犯罪抑止総合対策の成果＞

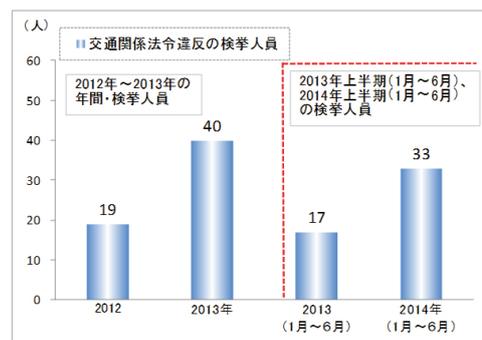


- しかし、高齢者を狙った特殊詐欺や女性を狙ったストーカー犯罪の発生など、都民に不安を与える犯罪等の撲滅には至っておらず、体感治安は十分に改善されていない。

（危険ドラッグ対策の推進）

- 都条例による薬物規制や、国及び関係機関と連携した店舗への立入調査による監視指導等、乱用防止に向けた普及啓発など、危険ドラッグ対策を推進してきた。
- しかし、全国の2014年1月から6月までの危険ドラッグに関する交通関係法令違反の検挙人員（暫定値）が33人に上るなど、危険ドラッグの使用に起因する健康被害や事件・事故の発生が深刻な社会

＜全国の危険ドラッグに係る交通関係法令違反検挙人員の推移＞



（資料）「平成26年上半期の危険ドラッグに係る検挙状況について（暫定値）」（平成26年 警察庁）より作成

問題となっている。

- 医薬品医療機器等法*や都条例で規制されていない成分を含む新たな危険ドラッグが出現し、インターネットや宅配など販売方法も多様化するなど、更なる課題への対策が求められている。

(様々なリスクが潜むサイバー空間)

- インターネットが日常生活の一部になっている一方、サイバー犯罪の手口は悪質・巧妙化し被害も拡大している。そのため、社会全体のサイバー犯罪対処能力の強化とサイバー空間の安全・安心の確保が求められている。

(都民生活に多大な影響を及ぼす組織犯罪)

- 暴力団や国際犯罪組織等は、凶悪事件や違法薬物の密売等をはじめとする様々な犯罪を繰り返しており、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、都民生活の安全が脅かされる恐れがある。

(消費者被害への対応)

- 都はこれまで、消費生活相談機能の強化など消費者被害の防止・救済の充実、特定商取引法に基づく業務停止命令等の厳格な処分を含む悪質事業者の取締りの強化、多様な主体との連携による消費者教育などに取り組んできた。
- しかし、都内の消費生活相談件数は近年約12万件で推移しており、減少の兆しは見えない。特に高齢者からの相談は年々増加傾向にあり、都内には一人暮らしの高齢者が多いことなどから、更なる被害の拡大が懸念されている。

4 これからの政策展開

1 地域における身近な犯罪等への対策を推進

1 地域における安全・安心の確保

- 全公立小学校通学路への防犯カメラの設置や子供見守りボランティアリーダーの育成など、地域において子供を手厚く見守るとともに犯罪発生を抑制し、子供が犯罪被害に遭わない社会環境を整備する。
- 子供自身の危険回避能力を高めるため、地域安全マップの作成や学校における安全教育プログラムの作成・配布など、区市町村や地域とともに防犯の取組を推進し、子供の安全を確保する。
- 安全安心に関する新たな指針を策定し、防犯ボランティア団体の活動活性化など、地域ぐるみの防犯環境向上の取組を促進し、地域社会の絆の再生を図りながら、犯罪の起きにくい社会を構築していく。

<通学路で登下校する子供を見守り>



2 特殊詐欺対策

- 振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺から高齢者を守るため、金融機関等と連携した被害防止活動や詐欺被害予防に向けて家族内での意識啓発を促進する取組など、都民が不安に感じる犯罪を抑止する。
- 地域における特殊詐欺被害を防止するため、詐欺知識を有する「高齢者被害防止女性アドバイザー（元女性警察官）」が高齢者宅を個別訪問し被害防止活動を展開するなど、高齢者が安全・安心を実感できる社会環境を形成する。

＜特殊詐欺撲滅キャンペーンの様子＞



3 ストーカー・DV等の被害者の安全確保

- ストーカーや配偶者暴力（いわゆるDV*）など、都民が不安に感じる犯罪に対応する総合対策本部を警視庁に設置するとともに、各警察署においても生活安全部門と刑事部門が共同で相談を受けるなど、被害者の確実な安全確保に取り組んでいく。
- 関係機関が連携して対応を強化するなど、防犯意識の向上を図るための啓発活動を展開するとともに、各種相談窓口の充実や対処方法の周知徹底を図る。
- DVに対して、区市町村や民間団体とのネットワーク構築を進めるほか、東京ウィメンズプラザにおける相談の充実を図るなど、被害者を支援する体制を強化する。
- 重大なストーカー・DV事案に対しては、一時的に避難できる場所を提供し被害者の安全を確保するなど、迅速・的確な対応、被疑者の早期検挙を徹底する。

4 消費者被害の防止に向けた取組の推進

- 悪質事業者の取締りを強化するため、すきま事案*に関し厳格な処分ができるよう、実態に即した都条例の改正や国に対する法改正の提案要求を行うとともに、事業者のコンプライアンス意識の向上を進め、健全な市場の形成を図る。
- 消費者被害を受けた都民の迅速な救済を図るため、消費生活相談機能を強化するとともに、集団的消費者被害回復訴訟制度*の活用に向け、特定適格消費者

団体*への支援などにより、被害救済の機会を拡大していく。

- 消費生活相談の内容や事故情報の集約・分析などを踏まえて、身の回りの事故の減少や被害防止に役立つ情報を効果的に発信するとともに、安全に配慮した商品の普及啓発に取り組んでいく。
- 消費者自身が必要な知識を習得し主体的に行動できるよう、多様な主体と連携して、各年齢層に適したアプローチにより体系的な消費者教育を推進するとともに、地域等で消費者教育の担い手となる人材の育成を図る。
- 高齢者の消費者被害の防止に向けて、各家庭を訪問して配送等の業務を行う事業者と連携した情報提供を実施するとともに、福祉分野における既存の見守り体制の活用などにより、地域で高齢者を見守るネットワークを全区市町村に構築する。

＜高齢者の消費者被害防止
キャンペーンポスター＞



2 危険ドラッグの撲滅

1 都条例による規制の強化

- 海外における危険ドラッグの流通・使用状況を把握し、国内で流通が確認される前に都条例による事前規制を積極的に実施する。
- 高度な成分分析機器の整備や、多様化する薬物の生体影響試験により、未規制薬物を迅速に都条例による指定薬物に指定し、また、重大な事件・事故につながるおそれがある製品については、緊急指定による規制を行う。

＜危険ドラッグの例＞



乾燥植物タイプ

2 監視指導・鑑定・取締りの強化

- 流通実態調査やビッグデータ解析、海外文献情報の収集等により、国内外で流行している製品やインターネット店舗を含む販売店舗を把握し、監視指導を強化する。
- 法や条例に基づき、国や関係機関と連携した立入調査やインターネットプロバイダへの販売サイトの削除要請などを行い、販売店舗への対策を強化する。
- 危険ドラッグによる事件・事故の発生時における分析・鑑定の迅速化を図るために、新たな機器を導入し研究体制を強化する。

＜科学捜査研究所による薬物鑑定＞



- ▶ 危険ドラッグの製造拠点の実態把握や販売店舗等に対する取締りを強化し、危険ドラッグの供給を遮断する。
- ▶ 乱用者に対する取締り及び販売店舗等に対する捜査を強化するなど、関係機関と連携した対策を推進する。
- ▶ 危険ドラッグの吸引者による交通事故を防ぐため、事故を起こさずとも薬物使用が疑われる運転が発覚した場合、道路交通法違反容疑で現行犯逮捕するなど、薬物使用状態での運転を抑制していく。

3 啓発活動の推進

- ▶ 危険ドラッグ撲滅キャンペーンやスポット映像の作成・放映など、危険ドラッグ撲滅に向けた啓発活動を推進し、危険ドラッグの需要を根絶する。
- ▶ 専用の啓発サイトや、インターネット等を活用した動画配信などによる普及啓発を通じて、危険ドラッグの有害性等の周知と乱用防止を図る。

3 サイバー空間の安全・安心を確保

1 サイバー犯罪対処能力の強化

- ▶ コンピュータウイルスを利用したインターネットバンキングに係る不正送金事犯など、日々、高度化・複雑化するサイバー犯罪に対応するため、専門捜査員の知識・技術を向上させる教育・訓練を実施し、サイバー犯罪対処能力の向上に取り組む。
- ▶ 最新のサイバー犯罪に関する情報の収集・分析や巧妙化する不正プログラムの解析等を効果的に行うため、ハッキング行為の追跡機器を整備・拡充するなど、サイバー空間の安全・安心を確保する。

＜サイバー犯罪注意喚起ポスター＞



2 サイバー犯罪被害の防止

- ▶ 情報セキュリティに関する知識やサイバー空間における規範意識の向上を図るため、サイバー犯罪に巻き込まれないための被害防止キャンペーンやネットリテラシー向上講習会を開催するなど、効果的な普及啓発活動を推進する。

4 東京を脅かす組織犯罪への対処

1 暴力団など組織犯罪への対処

- ▶ 暴力団等に係る実態解明及び取締りを徹底するとともに、オリンピック関連工事等に対する暴力団等の介入を未然に防止するため、暴力団排除活動を推進する。

- 国際犯罪組織による犯罪に対応するため、入国管理局等の関係機関と連携を図り、取締りを強化する。
- 銃器・薬物の密輸入事犯の増加を防ぐため、税関等の関係機関と連携した水際対策を強化するなど、密輸・密売組織の壊滅を図る。
- 医療品医療機器等法の指定薬物を含めた違法薬物の取締り強化など、総合的な銃器・薬物対策を推進する。
- 暴力団排除の基本理念を都民に周知するとともに、暴力団排除イベントや実演式講話の開催など、暴力団を排除する気運を高め、各種業界や全ての公共事業から暴力団を排除する。

コラム

日々発生するサイバーテロの脅威

サイバーテロとは、コンピュータシステムに侵入し、データを破壊・改ざんするなどの手段により、国家や社会の重要な基盤を機能不全に陥れる行為です。

【ロンドンオリンピック・パラリンピックでは】

2年前に開催されたロンドン五輪もサイバー攻撃の標的となりました。主なものは、電力インフラへと五輪特設サイトへの攻撃でした。五輪特設サイトへの攻撃回数は、2週間の開催期間中になんと2億2,100万回にも上ったそうです。

【東京オリンピック・パラリンピックを控えて】

もちろん、2020年の東京オリンピック・パラリンピックもサイバー攻撃の標的となる可能性は十分にあります。こうした事態に備え、警視庁や各自治体をはじめインフラ事業者等に至るまで、日頃のセキュリティを高めるとともに、万が一の事態に備えた対策や訓練を行っていく必要があります。

【サイバーセキュリティ人材の育成】

近年、サイバー空間を取り巻くリスクは急激に深刻化しています。独立行政法人情報処理推進機構（IPA）の試算によると、国内で情報システムを守る技術者は約8万人が潜在的に不足しているとしています。

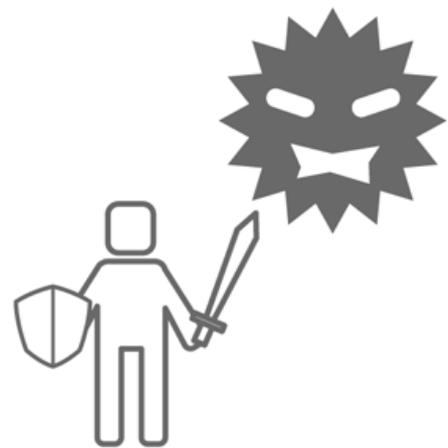
その解消に向けた取組の一例を紹介します。

政府は2015年度、内閣官房の情報セキュリティセンター（NISC）で、インターネットやコンピューターに精通した高い技術を善良な目的に活かす技術者の直接採用を検討しています。

また、若き才能を発掘するため、18歳以下の若者限定の「サイバー甲子園」の開催も検討されているとか。大会では、仮想のサイバー攻撃（架空のホーム

<サイバーテロと闘う

セキュリティ人材（イメージ）>



ページに侵入して情報の抜き取りや書換えなどのハッキング) への迅速かつ的確な対応技術を競う、とのこと。

2020年大会の開催に向け、急増が予想されるサイバー攻撃への対応力を強化するための専門人材の拡充や育成を急ピッチで進めることが強く求められています。

豪雨から都民の生命・財産を守る

- 近年、時間 50 ミリを超える豪雨が頻発しています。平成 25 年 10 月には、大島に 24 時間で 800 ミリを超える豪雨が発生し、甚大な被害が発生しました。
- 都は、豪雨に対する目標水準を時間 50 ミリから 75 ミリ^{※1}に引き上げ、河川、下水道、まちづくりなどが一体となった総合的な豪雨対策を進めています。
また、大島での災害を教訓として、土石流などから身を守る土砂災害対策に取り組んでいます。

※1：区部 75 ミリ、多摩部 65 ミリ

ハード・ソフトの一体的な豪雨・土砂災害対策

ハード対策

ソフト対策

豪雨対策

- ✓ 時間 100 ミリの局地的かつ短時間の降雨にも効果を発揮する広域調節池の整備 等
- ✓ 時間 75 ミリの降雨に対応した下水道幹線の整備 等

- ✓ 精度の高い局地的豪雨発生情報をスマートフォンなどにタイムリーに発信 等

土砂災害対策

- ✓ 土石流を食い止める砂防えん堤や、急傾斜地の土砂崩壊を防止する法枠工の整備 等

- ✓ 土砂災害警戒区域等の指定を進め、区市町村の警戒避難体制の構築を促進 等

- こうした取組を更に進め、豪雨や土砂災害から都民の生命・財産を守る、高度な防災都市を実現していきます。



【東京の安全性を更に高める】

- ◇ 複数の調節池を連結する広域調節池や新たな下水道幹線などの施設整備が更に進み、局地的な集中豪雨に対しても浸水被害を発生させない、安全なまちが実現しています。
- ◇ さらに、先端技術を活用した情報提供の充実や避難体制の確立により、都民の生命が守られています。
- ◇ また、都内全域で土砂災害警戒区域の指定が完了し、土石流に対するハード対策などと併せて避難体制の強化が進み、地域の安全が確保されています。

人的・経済的被害を限りなくゼロに